

登録免許税の課税について

熊本労働局 需給調整事業室

「一般労働者派遣事業の許可申請」及び「有料職業紹介事業の許可申請」の際は、登録免許税が課税されます。

1 納税義務者(登録免許税法第3条)

許可を受けるものは、登録免許税を納めなければなりません。

(許可の有効期間の更新の際は、課税されません。)

2 納税額(登録免許税法別表第1条第81号)

許可一件当たり 9万円が課税されます。

3 納税方法(国税通則法第34条)

次のいずれかの国税収納機関において、登録免許税の相当額を現金で納付してください。

○日本銀行

○日本銀行歳入代理店 (銀行等や郵便局)

○各都道府県労働局の所在地管轄の税務署(熊本労働局の場合は「熊本西税務署」)

4 許可申請

上記3により納付した、登録免許税に係る領収証書を提出していただきます。

なお、許可申請が却下された場合及び申請の取り下げがあった場合は、税務署において還付されます。

記入例

登録免許税の税目番号は「221」です。

許可申請書提出先の労働局の所在地を管轄する税務署

※熊本労働局の場合は「熊本西」です。

国税 納付書 (納付書) 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

国庫金 32610 年度 税目番号 221 税務署名 クマモトニシ 税務署番号 00051016

税目 登録免許税 本税 ¥90000 重加算税 加算税 合計額 ¥90000

住所(所在地) 熊本市大江〇番〇号 氏名(法人名) 〇△株式会社 (フリガナ) マルサンカク カブシキガイシャ

取納機関番号 00200 確認番号

* 法人の場合
法人登記事項証明書の
本店所在地を記入。

* 個人の場合
個人事業主の住所を記入。

本税欄、合計額欄
に¥90000と記入。

* 法人の場合
法人の名称を記入。

* 個人の場合
個人事業主の氏名を記入。